

## 菊池市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、多様な性のあり方を認め、市民一人ひとりの人権が大切にされる差別のない明るいまちづくりを進めるため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と一致していない者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 宣誓をしようとする者の方又は双方が本市の区域内に住所を有していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方に宣誓に係る相手方以外にパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係ないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、揃って市職員の面前において次に掲げる書類に自ら記入し、市長に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
  - (2) パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- 2 宣誓をしようとする者の方又は双方が、自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。
- 3 市長は、宣誓をしようとする者に対し、次に掲げる書類を宣誓書に添付させるものとする。
- (1) 住民票の写し（宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。）ただし、本市

に住所を有しない場合にあっては、本市に転入する予定が記載された転出証明書  
(転出証明書が提示できないときは、現住所の住民票の写し)

(2) 独身証明書、戸籍抄本等の現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。)

4 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めるときは、同項の書類に類する書類(有効期間内であるものに限る。)によって代えることができるものとする。

5 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、本人確認書類として市長が認めたもの  
(受領証等の交付)

第5条 市長は、前条の規定により宣誓がなされたときはにおいて、当該宣誓をした者が第3条各号に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第4号。以下「受領カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第6条 前条の規定により受領証及び受領カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)が、当該受領証及び受領カードの紛失、毀損等の事情により受領証及び受領カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号)により申請することができる。

2 第4条第5項の規定は、前項の場合における本人確認について準用する。

3 第1項に規定する再交付の申請があったときは、市長は受領証及び受領カードを再交付することができる。

(受領証及び受領カードの返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓者の一方又は双方がパートナーシップ解消等届(様式第6号)に受領証及び受領カードを添付し、市長に届け出なければならない。ただし、紛失等により受領証及び受領カードの返還が困難であるときは、添付を要しない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の双方が本市内に住所を有しなくなったとき(第9条第1項に規定する場合を除く。)。

2 第4条第5項の規定は、前項の場合における本人確認について準用する。

(パートナーシップの宣誓の無効)

第8条 パートナーシップの宣誓は、次に掲げる場合には無効とする。

- (1) 宣誓者の間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 第3条各号のいずれかの規定に違反しているとき。

2 前項第2号に該当するときは、その該当する第3条各号の規定に反する事由が発生した時点に遡って無効とする。

3 市長は、第1項の規定によりパートナーシップの宣誓を無効としたときは、宣誓者に交付した受領証及び受領カードの返還を求めるものとする。

(自治体間での相互利用)

第9条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（以下「規約」という。）

第4条に定める構成自治体（以下「構成自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、本市への転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、規約第3条第2項の規定に基づき、受領証及び受領カードの交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、その双方が所定の事項をそれぞれ自書した確認書及びパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第7号。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、双方の来庁により市長に提出して行うものとする。

- (1) 本市への転入前の連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓書受領証
- (2) 住民票の写し（本市での宣誓日以前3月以内に本市で発行されたものに限る。）

3 第4条第5項の規定は、前項の場合における本人確認について準用する。

4 市長は、第2項の規定による申告書の提出があったときは、遅滞なく本市への転入前の連携自治体に通知するものとする。

5 第1項に規定するパートナーシップの継続は、前項に規定する通知について継続申告者双方の同意を得られた場合に限るものとする。

6 第1項の規定により本市から受領証及び受領カードの交付を受けた継続申告者が受領証及び受領カードの再交付を希望するときは、第6条第1項及び第2項を、返還するときは第7条の規定をそれぞれ準用する。

(可能となるサービス)

第10条 宣誓者は、必要に応じて受領証及び受領カードを提示することにより、市長が別に定めた公的サービス及び民間事業者が定めたサービスを受けることができる。

(情報の管理)

第11条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱うものとする。

2 市長は、宣誓者（第9条第1項に規定する転入した者を含む。）の個人情報については、本人の同意を得た場合に限り、他部署へ情報提供することができる。

(庶務)

第 12 条 パートナーシップの宣誓の取扱いに関する庶務は、総務部人権啓発・男女共同参画推進課において処理する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 30 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## パートナーシップ宣誓書

私たち、\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、菊池市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年　　月　　日

(宣誓者)

フリガナ

氏名\_\_\_\_\_

(生年月日：　　年　月　日)

(宣誓者)

フリガナ

氏名\_\_\_\_\_

(生年月日：　　年　月　日)

フリガナ

(通称名\_\_\_\_\_)

フリガナ

(通称名\_\_\_\_\_)

住所\_\_\_\_\_

住所\_\_\_\_\_

(代筆者)

氏名\_\_\_\_\_

(代筆者)

氏名\_\_\_\_\_

### 【交付を希望するもの】

- パートナーシップ宣誓書受領証
- パートナーシップ宣誓書受領カード
- 上記の両方

### 【交付を希望するもの】

- パートナーシップ宣誓書受領証
- パートナーシップ宣誓書受領カード
- 上記の両方

注) 宣誓書の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者の氏名をご記入ください。

(職員記入欄)

氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	連絡先
氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	連絡先

様式第2号（第4条関係）

**パートナーシップの宣誓に関する確認書**

私たちは、菊池市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づく「パートナーシップの宣誓」をするに当たって、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認するとともに同要綱の規定を遵守することを誓います。

年 月 日

氏名\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

(代筆者)

氏名\_\_\_\_\_

(代筆者)

氏名\_\_\_\_\_

要綱の規定	確認事項		
	項目	回答 (該当する□に「✓」をご記入ください。)	
(関係性) 第2条第2号	一方又は双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力しあうことを約した関係である。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓当日において、双方が成年であること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
(住所要件) 第3条第2号	①双方が本市に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
	②一方が本市に住所を有し、又は一方が本市への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。 (転入予定日 年 月 日)	
(独身要件等) 第3条第3号、 第4号、第5号	双方に配偶者がいないこと。(事実婚を含む) 及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にないこと、並びに近親者でないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します。	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません。
以下は受領証交付において、必須の確認事項ではありませんが、事務手続上必要となりますので、ご理解いただける場合は同意欄に「✓」をご記入ください。			
(個人情報) 第11条第2項	宣誓書受領証の提示等により利用できる又は利用できなくなる行政サービスや制度の担当部署に対して、宣誓書情報（宣誓日・氏名・生年月日・返還日）の提供又は住基情報の確認がなされる場合があることに同意する。	<input type="checkbox"/> 左記に同意します。	

様式第3号（第5条関係）

第 号

### パートナーシップ宣誓書受領証

\_\_\_\_\_<sup>様</sup>  
( 年 月 日生 ) \_\_\_\_\_<sup>様</sup>  
( 年 月 日生 )

ここにお二人が、菊池市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

お二人が人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、いきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

菊池市は、市民一人ひとりの人権が大切にされる差別のない明るいまちづくりをめざしています。

これから的人生をともに歩まれるお二人のご多幸を願います。

年 月 日

菊池市長 印

様式第4号（第5条関係）

（表面）

第 号

**パートナーシップ宣誓書受領カード**

菊池市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様

様

年 月 日 菊池市長

印

（裏面）

菊池市は、市民一人ひとりの人権が大切にされる差別のない明るいまちづくりをめざしています。

この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、お二人が一層いきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

また、これから的人生をともに歩まれるお二人のご多幸を願います。  
この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分ご理解ください  
ますようお願いします。

特記事項

備考

- 1 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 2 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日及び継続申告をした場合の当初の宣誓年月日を記載する。

様式第5号（第6条関係）

## パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年　　月　　日付けで交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を受けたいので、菊池市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定により申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- (1) 紛失
- (2) 毀損
- (3) その他（ ）

### 【再交付を希望するもの】

- パートナーシップ宣誓書受領証
- パートナーシップ宣誓書受領カード
- 上記の両方

年　　月　　日

住所\_\_\_\_\_ 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

（代筆者）

（代筆者）

氏名\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

### （職員記入欄）

氏名（ ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	連絡先
氏名（ ）	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ ）	連絡先

様式第6号（第7条関係）

**パートナーシップ解消等届**

菊池市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により、

- 受領証・受領カードを返還します。  
受領証・受領カードを紛失等で返還できませんが、下記のとおり届け出ます。

【返還の理由（いずれかに○をしてください。）】

- (1) パートナーシップの解消  
(2) 双方が菊池市から転出

(いずれか遅い方) 転出日 年 月 日

年 月 日

住所\_\_\_\_\_ 住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

(代筆者) (代筆者)

氏名\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_\_

(職員記入欄)

氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	連絡先
氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	連絡先

様式第7号（第9条関係）

## パートナーシップ宣誓継続申告書

菊池市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条第2項の規定により、以下のとおり申告します。

- ・住所の異動前に市が連携する自治体において、一方又は双方が性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の証明としてパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けたこと。
- ・互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合う関係を継続していること。

なお、申告があったことを住所の異動前の自治体に通知することに同意します。

年       月       日

(前住所（転出前住所）)

(前住所（転出前住所）)

住所\_\_\_\_\_

住所\_\_\_\_\_

(新住所（転出先住所）)

(新住所（転出先住所）)

住所\_\_\_\_\_

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

(代筆者)

(代筆者)

氏名\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

(当時の宣誓日)

受領カード裏面に記載を希望する（ 年 月 日） 希望しない

(職員記入欄)

氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	連絡先
氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	連絡先